

水道の基盤強化及び 広域連携の推進

～水道技術管理者研修～

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

広域連携の推進

- 人口減少や施設の老朽化の増大が顕著となり、ヒト・モノ・カネが不足。各水道事業の基盤強化を図ることが急務。
- 水道法改正（H30）により基盤強化を図るための3つの柱が示されている。
- 「**広域連携**」はそのうちの1つ。

改正水道法に示された基盤強化の3本柱

①適切な資産管理（アセットマネジメント）

収支の見通しの作成及び公表を通じ、水道施設の計画的な更新や耐震化等を進める。

②**広域連携**

人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かした市町村の区域を越えた広域的な水道事業間の連携を推進する。

③**官民連携**

民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を推進する。



水道の基盤強化及び広域連携の推進について

広域連携の推進

小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携の形態		内容	事例
事業統合		・ <u>経営主体も事業も一つに統合された形態</u> (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている)	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町の水道事業を統合：H30.4～)
経営の一体化		・ <u>経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態</u> (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる)	大阪広域水道企業団 (大阪広域水道企業団が13市町村の水道事業を経営：H29.4～順次拡大)
業務の共同化	管理の一体化	・ <u>維持管理の共同実施・共同委託</u>(水質検査や施設管理等) ・ <u>総務系事務の共同実施、共同委託</u>	神奈川県内5水道事業者 (神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.4～)
	施設の共同化	・ <u>水道施設の共同設置・共用</u> (取水場、浄水場、水質試験センターなど) ・ 緊急時連絡管の接続	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同で浄水場を建設：H24.4～)
その他		・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等	多数

水道の基盤強化及び広域連携の推進について

～近年における広域連携の実施例～

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数
平成26年4月	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者(1企業団)と受水事業者(2市1町)が事業統合	12年2ヶ月
平成28年4月	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者(1市4町)が事業統合	7年5ヶ月
平成28年4月	群馬東部水道企業団	444,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者(3市5町)が事業統合	7年
平成29年4月 平成31年4月 令和3年4月	大阪広域水道企業団	444,200人 ※5市7町1村の 計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中 用水供給事業者(1企業団)が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市4町、令和3年4月に2市2町と経営の一体化	3年7ヶ月 ※最初の統合まで
平成30年4月	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者(8市8町)が事業統合	10年
平成31年4月	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の用水供給事業者(1企業団)と受水事業者(4市)が事業統合	12年2ヶ月
平成31年4月 令和5年4月	田川広域水道企業団	94,150人 ※1市3町の 計画給水人口の合計	福岡県田川地域の用水供給事業者(1企業団)と受水事業者(1市3町)が経営の一体化 令和5年4月に事業統合	10年8ヶ月
令和2年4月	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者(1企業団)と受水事業者(3市3町1企業団)が事業統合	12年2ヶ月
令和2年4月	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業一元化の次のステップとして、用水供給事業者(1企業局の2事業)と受水事業者(1企業団)が事業統合	4年
令和4年4月	磯城郡水道企業団	45,600人	奈良県磯城郡の複数の水道事業者(3町)が経営の一体化	7年9ヶ月
令和5年4月	広島県水道広域連合企業団	592,424人 ※9市5町の 計画給水人口の合計 (令和3年3月時点)	広島県内の用水供給事業者(広島県)と水道事業者(9市5町)が経営の一体化	6年6ヶ月

水道広域化推進プラン

○「水道広域化推進プランの策定について」（H31.1.25_各都道府県知事宛）

- ・ 総務省、厚生労働省から「水道広域化推進プラン」の策定は都道府県が行うこと。
- ・ 令和4年度末までに策定し、公表すること。
- ・ 中長期の課題を把握分析するため、40年～50年程度の期間による将来見通しとすることが望ましい。
- ・ 水道事業者等は、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、広域化に取り組むことが重要であること。

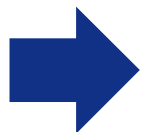
○ 策定状況

- ・ 令和5年10月時点で、46都道府県において策定済み。

プランに基づく取組の推進

○「水道事業における広域化の更なる推進等について」（R5.4.25_都道府県市区町村・水道行政担当課宛）

- ・ 都道府県はプランに基づく取り組みを推進し、適宜プランの改定又は水道基盤強化計画の策定を検討いただきたいこと。
- ・ 水道事業者等はプランを踏まえて水道施設台帳の整備やアセットマネジメント等の高度化に向けた取り組みを図り、計画的に水道施設の更新を進めるとともに、経営戦略改定時に反映いただくなど、広域連携の更なる推進に引き続き御協力いただきたいこと。
- ・ 国庫補助制度、地方財政措置、アドバイザーの派遣、先進・優良事例の紹介
- ・ コスト削減・効率化を増加させるため、広域化に併せて「施設規模の適正化」「官民連携」「DX」の取り組みについても併せて積極的に検討いただきたいこと。



都道府県が策定した「水道広域化推進プラン」の具体化には、水道事業者等の協力が不可欠。

水道広域化推進プラン都道府県ヒアリング（概要）

調査期間

令和5年6～9月

調査相手方

- ・ 47都道府県
水道行政担当課、市区町村担当課等

実施者

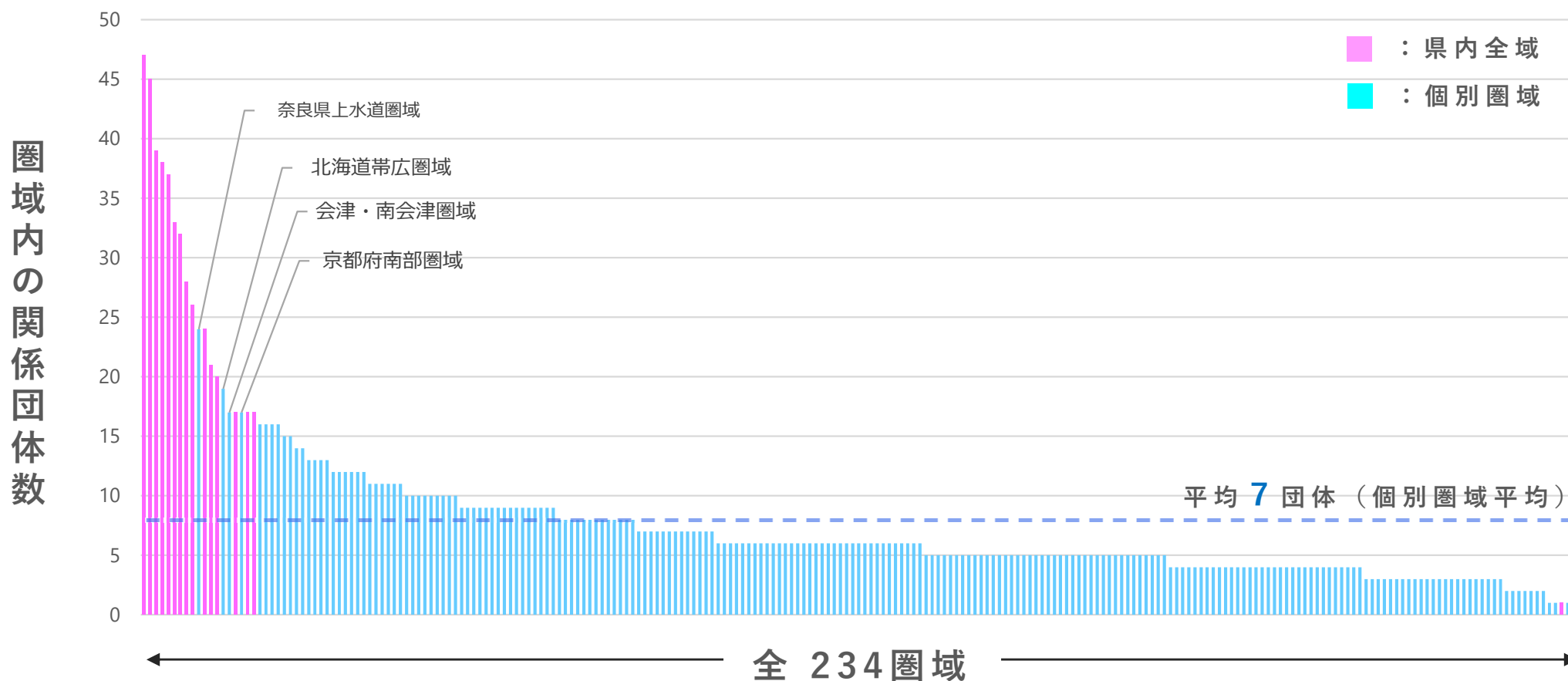
- ・ 総務省自治財政局公営企業経営室
- ・ 厚生労働省健康・生活衛生局水道課水道計画指導室

実施方法

- ・ Web会議による（概ね40～50分程度 / 1都道府県）
- ・ 事前に調査票配布・回収の上実施

水道広域化推進プラン（まとめ）

- ・各都道府県より示された圏域は全国で**234**圏域）。（個別圏域218 + 県内全域16 = 234圏域）
- ・個別圏域内の平均関係団体数は約**7**団体。
- ・県内全域並の関係団体を有する個別圏域あり。



広域連携を実施に際しての課題

広域連携を実施しない、できない、したくない・・・何が問題（原因）なのか？

- ・ 人手不足（したくてもできない、時間が無い）
- ・ 実施方法（やり方）がわからない（何から手をつければ良いのか？）
- ・ 他の事業体職員を知らない
- ・ 自分がやらなくても誰かがやる（自分以外の人頼り）
- ・ 総論賛成♪ 各論反対！（言うのは簡単！でも自分の仕事が増えるの嫌）
- ・ 今しないといけない理由が解らない（たまたま水道に異動して来ただけ）
- ・ 他事業体の事例が参考にできない（そもそも条件が違う、教科書通りにいかない）
- ・ 誰に聞けばいいのか解らない（国になんて怖くて聞けない、県は嫌い）
- ・ 検討する予算がない
- ・ 上司が乗り気でない

……etc

まずは

都道府県や関係水道事業者を中心に議論

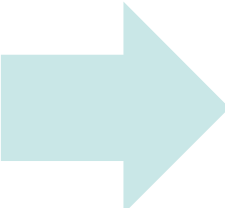
※都道府県・水道事業者からの声

広域連携を実施に際しての課題

なぜ広域連携を進めることができたのか？

- Top（知事・市町長）に言われて仕方なく（首長に言われて観念）
- やる気のある上司（経営層）がいた
- 将来に不安を感じて
- 水道法改正を契機に
- 中心的役割を担う事業体の理解があった（昔から付き合いがあった）
- 県職員に熱量が高い人がいた
- とりあえず国や県に言われてやってみた
- 優秀な職員がいた
- 交付金や補助金を活用したくて

……etc



広域連携の実施

広域連携による効果

人材の確保や経営面・施設の効率的な運用・緊急時対応能力強化等でのスケールメリット

<期待される効果>

広域連携で足腰（体制）を固め → 中長期の課題（経営・計画や資産管理）に注力

① 施設の効率的運用

⇒ 施設統合による施設管理の効率化、動力費の低減 等

② 水運用の最適化

⇒ バックアップの強化、施設稼働率の適正化

③ 経営面でのスケールメリットの創出

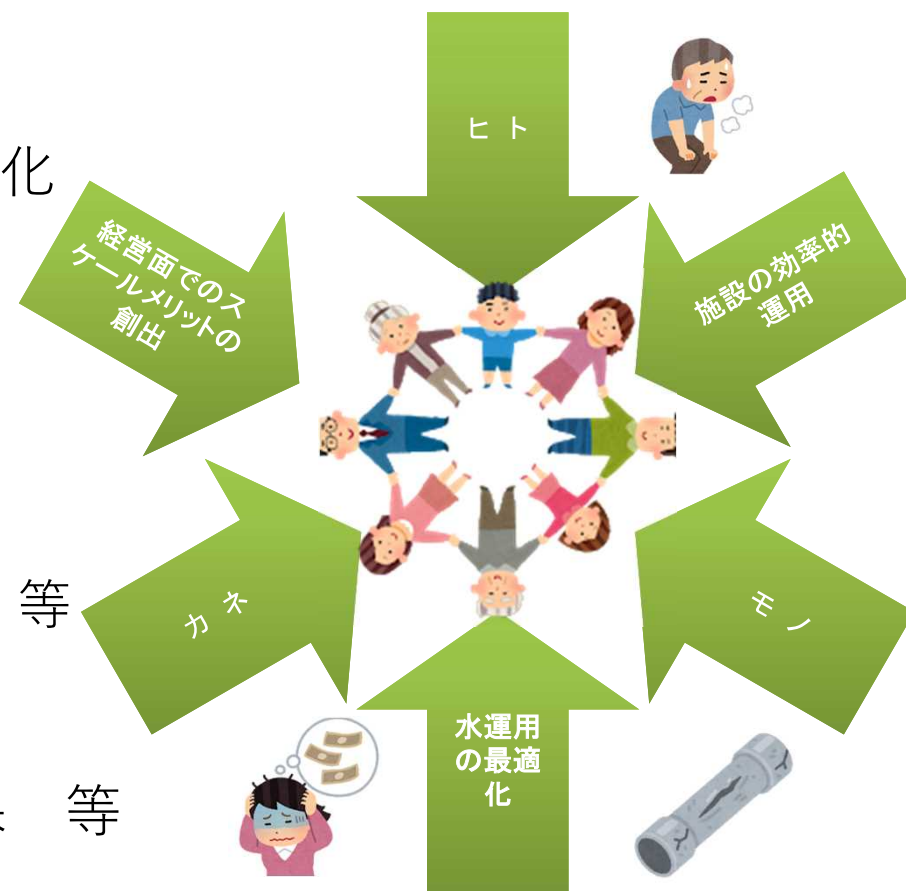
⇒ 投資の効率化、給水原価の抑制 等

④ 人材の確保

⇒ 技術継承、団塊世代の退職、事務体制確保 等

⑤ 災害・事故等の緊急時対応力強化等

⇒ 緊急連絡管、給水拠点確保、給水車確保 等



水道基盤強化計画について

- 都道府県は、水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、水道の基盤の強化に関する計画（「水道基盤強化計画」）を定めることができる。
- 都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、あらかじめ計画区域内の市町村及び水道事業者等の同意を得なければならない。

基盤強化計画の策定趣旨

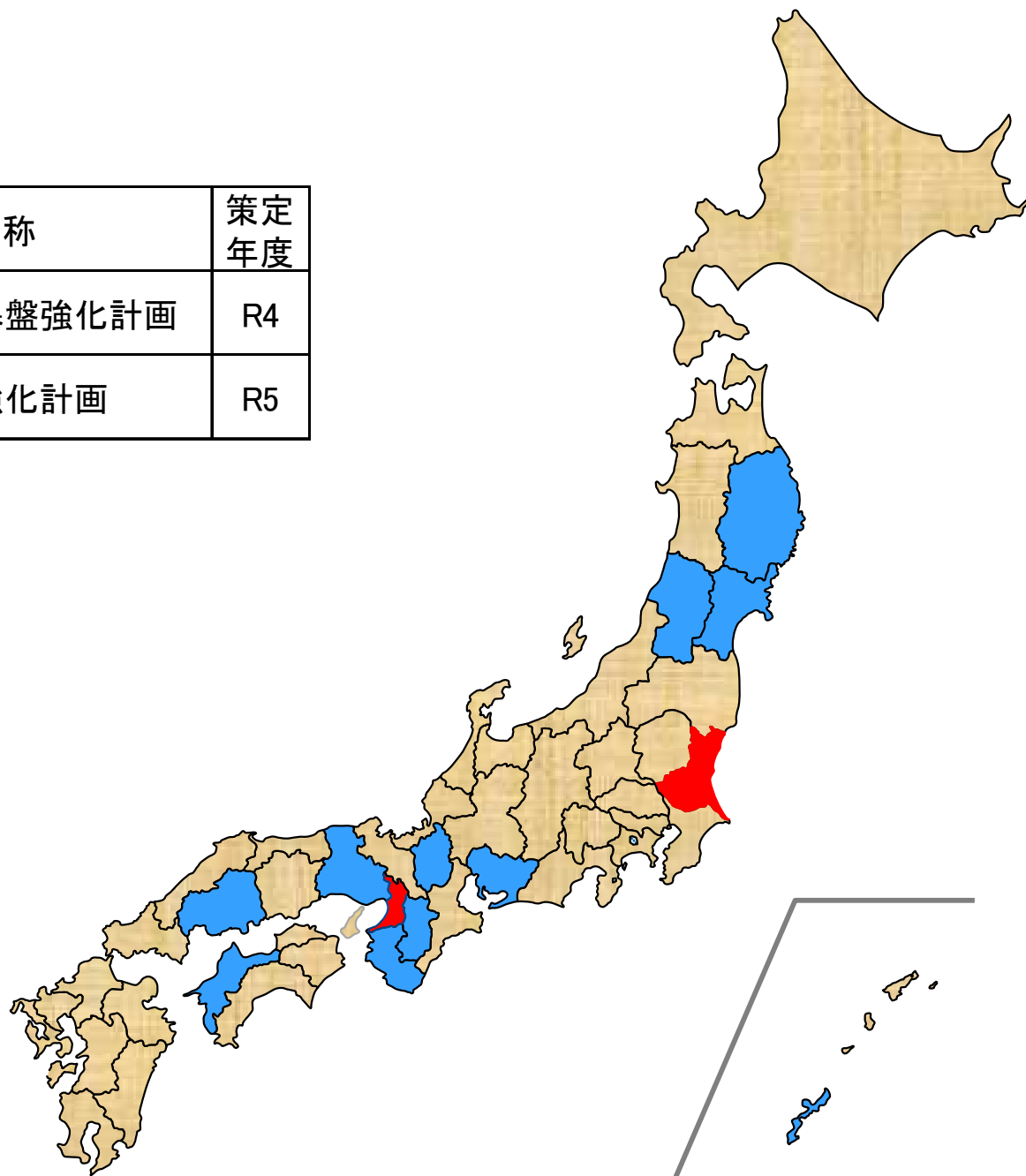
- 都道府県においては、水道法第2条の2第2項に定める責務にあるように、市町村を超えた広域的な見地から広域連携の推進役として積極的な関与が期待されるものである。
- 水道の基盤の強化に向けて、国、都道府県、市町村、水道事業者等が一体となって取り組み、かつ、広域連携の推進役としての都道府県の機能を強化するため、都道府県に対して、広域連携をはじめとした水道の基盤の強化に関する計画を主体的に策定することができる権限を与えたもの。

基盤強化計画に定める事項

- ① 水道の基盤の強化に関する基本的事項
- ② 水道基盤強化計画の期間
- ③ 計画区域における水道の現況及び基盤の強化の目標
- ④ 計画区域における水道の基盤の強化のために都道府県及び市町村が講ずべき施策並びに水道事業者等が講ずべき措置に関する事項
- ⑤ 都道府県及び市町村による水道事業者等の間の連携等の推進の対象となる区域（以下「連携等推進対象区域」という。）
- ⑥ 連携等推進対象区域における水道事業者等の間の連携等に関する事項
- ⑦ 連携等推進対象区域において水道事業者等の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項

「水道基盤強化計画」の策定取組状況について（R5.8月時点）

都道府 県名	計画名称	策定 年度
茨城県	県南西地域水道基盤強化計画	R4
大阪府	大阪府水道基盤強化計画	R5



(凡 例)

- ① 策定中(予定含む。)
- ② 策定済み(複数計画あり)
- ③ 策定していない

※ 厚生労働省水道課調べ